目　次

第１章　はじめに……1
１．計画策定の趣旨……1
２．計画の性格と役割……2
３．計画の対象……2
４．計画の期間……2

第２章　計画の基本的な考え方……3
１．基本目標……3
２．基本方針……3

第３章　子ども読書活動推進のための方策……4
１．発達段階ごとの効果的な読書に親しむ習慣づくり……4
２．まち全体で取り組む読書活動の推進……8
３．図書館における読書活動の推進……12

第４章　広報啓発と計画の推進……17
１．広報啓発と具体的な推進……17
２．推進体制の整備……17

第５章　指標の設定……18

（参考資料）……21

第１章　はじめに

１．計画策定の趣旨

子どもは本を読むことによって、言葉を学び、読解力や想像力、思考力、表現力などを養うとともに、読書体験を通じて多くの知識を得たり、さまざまな人や地域、国、文化、考え方があることを理解できるようになります。その発達段階に応じて読書体験を積み重ねていくことは、自分の視野を広げ、人の気持ちを理解し、思いやりの心を培っていくとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体感し、更なる探求心を育んでいくことにもつながります。

しかし、近年の生産年齢人口の減少や、グローバル化の進展、絶え間ない技術革新による情報メディアの浸透など、社会構造が大きく変化するなか、子どもを取り巻く生活環境も急速に変化を続けています。インターネットやゲーム、携帯電話・スマートフォンなどの普及により、情報通信技術（ＩＣＴ）の利用が増加し、あらゆる分野の情報が簡単に手に入るようになっている一方で、本をじっくりと読み、その意味や内容を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えながら「読み解く」ことが少なくなっているのではないかという指摘もあります。

国においては、平成 13 年 12 月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律により、子どもの読書活動推進計画を策定・公表することが国および地方公共団体の責務とされました。平成 30 年４月には、この法律に基づき、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、子どもの読書活動を広く支援しています。滋賀県においても、平成 31 年３月に「第４次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、また適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、積極的にそのための環境整備を推進すること」を基本理念として、取り組みを進めています。

豊郷町においても、子どもの読書活動を支援し、美しい日本語を大切にしていきたいという思いから、平成 27 年３月に「豊郷町子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもが読書に親しみ、関心を持ちながら自主的に読書活動を進められるよう取り組みを進めてきました。

この度、これまでの取り組みや子どもの読書活動に関わる現状を踏まえながら、更なる読書活動の推進を目指して、「第２次豊郷町子ども読書活動推進計画」を策定します。

２．計画の性格と役割

「第２次豊郷町子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項の規定に基づく計画であり、豊郷町における子ども読書活動の推進に関する施策の報告や取り組みを示したものです。この計画に基づき、子どもに関わるすべての機関が連携を図り、子どもの読書活動を推進するための積極的な取り組みを進めます。

３．計画の対象

この計画は、概ね 18 歳以下の子どもを対象とします。

４．計画の期間

この計画は、令和２年度から令和６年度までの概ね５か年とし、必要に応じて見直します。

豊郷町立図書館（豊郷小学校旧校舎群内）

第２章　計画の基本的な考え方

１．基本目標

「読書を通して優しくたくましい『本大好き！！豊郷っ子』を育てよう」

豊郷町では、前計画の「読書を通して優しくたくましい『本大好き！！豊郷っ子』を育てよう」を基本目標として引継ぎ、次の３つの基本方針に基づいて、子どもの発達段階に応じた、そして保護者や地域を巻き込んだまち全体での読書活動の推進に取り組みます。

２．基本方針

（１）子どもが本と出会い、本への関心を深めるきっかけづくり

子どもが読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から本と出会い、本と親しむことができる環境を整えるとともに、その後の発達段階に応じて、本と触れ合い、関心を深める機会を提供し続けることが必要です。そのために、子どもの発達段階やそれぞれの個性、時代の流れにも配慮しながら、幅広い本との出会い、きっかけづくりを行っていきます。

（２）家庭・地域・園・学校など、まち全体で取り組む子ども読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するには、家庭・地域・園・学校および行政を含めたまち全体での取り組みが必要です。そのために、それぞれが役割を果たすとともに、相互に連携しながら、子どもが読書に親しむ機会と場の充実を図ります。また、図書館司書・教員・保育士・ボランティアなどの資質向上に努め、連携・協力のもと効果的な取り組みを推進します。

（３）子ども読書活動推進のための普及・啓発

子どもの読書活動推進の輪を広げていくためには、その意義や重要性について、広く住民の理解を深め、関心を高めてもらう必要があります。そのために、子どもたちだけでなく、特に保護者・教員・保育士など、子どもを取り巻くさまざまな大人が読書活動に理解と関心を持つことができるよう、広報紙やホームページ、読書に関するイベントや集まりの機会、県が作成する子ども読書啓発冊子なども活用しながら、情報発信を行い、広く普及・啓発を図るよう努めます。

第３章　子ども読書活動推進のための方策

１．発達段階ごとの効果的な読書に親しむ習慣づくり

■現状と課題

（保育園・幼稚園）

保育園・幼稚園では、読み聞かせやおはなし会、絵本の貸出などを通じて、子どもだけでなく保護者にも読み聞かせの大切さを理解してもらい、読書への関心を高めるよう取り組んでいます。町内の保育園・幼稚園に通園する４歳児の保護者アンケートによると、お子さんは本を好きだと思うかについて、「好き」「どちらかといえば好き」という回答が 90%を占め、「嫌い」という回答はありませんでした。

●アンケート結果より　【４歳児の保護者】お子さんは本が好きだと思いますか

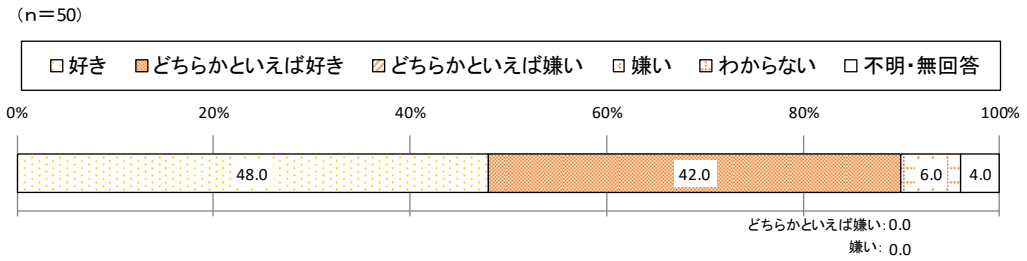

（小学校・中学校）

小学校・中学校においては、各校とも児童生徒による図書委員会が設けられており、日々の貸出業務を行っています。小学校ではおはなし会（読み聞かせ）やスタンプラリーなどのイベント開催や、ポスター作成など、中学校では、おすすめの本の紹介カードの作成など、それぞれが読書に親しめるよう活動しています。

また、朝読書を実施することで、学年が上がるにつれて読書が習慣化するよう取り組んでいます。

一方で、アンケートにおいて本を読むことが「嫌い」「どちらかといえば嫌い」と回答した児童生徒は、小学生で約 20%、中学生では約 40%おり、本を読まない理由としては小学生・中学生ともに「テレビやゲーム、インターネットの方が楽しいから」という回答が最も多くなっています。

おすすめの本の紹介（豊日中学校）

●アンケート結果より　【小学生・中学生】あなたは本を読むことが好きですか

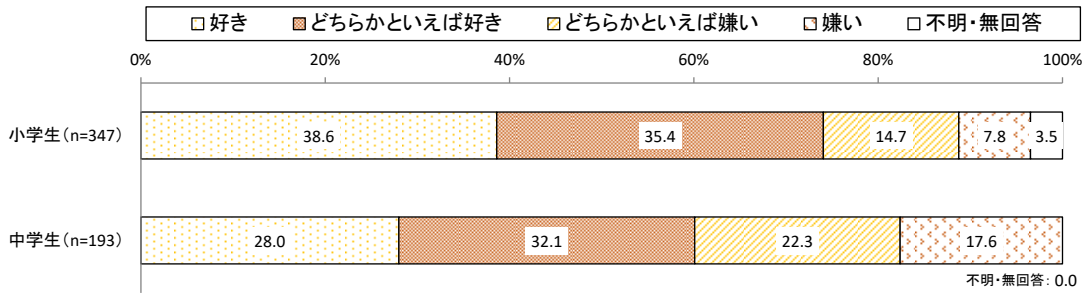

読書活動は、心身の成長・発達と深く関わっており、本を通じた疑似体験は、子どもたちが課題を乗り越え、成長するためのさまざまな知識や情報を与えてくれます。

１週間のうちに本を読むことがあると答えた小学生・中学生に本を読む理由を尋ねたアンケートでは、「楽しいし、おもしろいから」という回答が最も多くなっています。

乳幼児期から小学生・中学生へと成長し、自立心が芽生え、自主性が形成されていく過程で、本に親しみ、読書を楽しむ心が育まれるよう、子どもたち一人ひとりの個性や発達に応じた読書活動の機会の提供に努めることが大切です。

●アンケート結果より　【小学生・中学生】（１週間のうちに本を読むことがある人）本を読むのはどうしてですか（複数回答可）

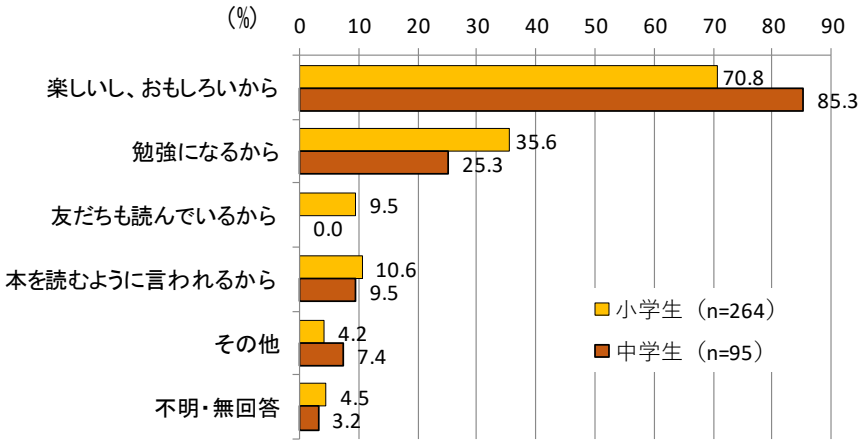

●今後の方向性と具体的な取組

（１）乳幼児期における絵本の重要性についての啓発

・保育園・幼稚園では、乳幼児期に絵本や物語に出会い、その大切さを理解してもらうために、継続して絵本の貸出を行い、「園だより」などを利用して読書体験の大切さを家庭に発信します。また、PTA の読み聞かせ会や、保護者を対象とした講座や研修会を実施し、絵本の重要性について啓発活動を進めます。

・乳幼児健診時に、生活リズムや言葉の発達などについての保健指導の一環として、読書や読み聞かせを推奨します。

・乳児の段階から絵本に親しみ、親子で絵本にふれあうことの大切さを理解してもらうため、民生委員児童委員やボランティア・町立図書館（以下、「図書館」という。）と連携して、子どもと大人が一緒に本に親しむ機会づくりを行います。また、読み聞かせの効果的な手法を検討しながら、引き続き取り組みを進めます。

（２）職員の資質向上（保育園・幼稚園）

・子どもにとって魅力ある絵本を選んだり、十分に楽しませることができるように、研修会や講習会への自主的な参加を積極的に促し、職員のスキルアップを図ります。

（３）読書活動の充実（小学校・中学校）

・年齢が高くなるにつれて、本を読む子どもと読まない子どもの差が広がります。子どもが本に親しむ機会を増やし、読書習慣を身につけるために、引き出しや絵本袋に本を常備したり、学級文庫を充実させるなど、取り組みを推進します。また、読書の楽しさを味わうことができるように、小学校では絵本や物語の読み聞かせをします。

・児童生徒が読書活動に積極的に取り組めるように、子どもの個性や発達段階に応じた指導方法を工夫します。

・朝の読書タイムなど全校一斉の読書活動や学級単位での学校図書館利用、ボランティアによる読み聞かせなどに引き続き取り組み、学校や家庭における読書時間の確保や読書習慣の確立につながる取り組みを一層充実させます。

・子どもが読みたい本の調査や、ブックトーク[1]、読書へのアニマシオン[2]、本の紹介などを通じて、さまざまな本に触れ、子どもが読みたい本が見つけられるよう取り組みを進めます。

・学校図書館の本に触れる機会を増やすため、図書室オリエンテーションの充実に努めます。

●先進事例紹介●　ペア読書

異学年でペアを組んで、高学年から低学年へ、または中学生が小学生に、子ども同士で読み聞かせをします。読む相手のことも考えながら本を選ぶため、読んでもらう方も、お兄さん・お姉さんに本を読んでもらうのが楽しみになります。

[1] ブックトークとは、相手に興味を持ってもらえるように、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマからさまざまなジャンルの本に触れることができる。

[2] 読書へのアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問など、さまざまな形がある。

（４）読書環境の整備と充実（小学校・中学校）

- 子どもたちの興味をひくように本のレイアウトや紹介方法を工夫し、利用したくなる学校図書館になるよう、施設・設備の充実に努めます。また、読みたい本との出会いを増やすため、学級文庫にも魅力ある本を設置し、学期ごとに入れ替えを行うなど充実を図ります。
- 児童生徒の発達段階に応じた推薦図書などの選定に努めます。
- 各教科や特別活動、総合的な学習の時間などの学習活動の中で学校図書館を活用し、本や資料を用いて、自分の知りたい情報を選択し活用できる力を育てます。そのために、資料や蔵書の充実を図り、児童生徒が読みたい本や調べたい資料がより見つけやすくなるように図書の検索システムの導入や学習支援のできる司書などを配置できるように努めます。
- 貸出作業の円滑・効率化や、貸出冊数の集計、未返却の確認などの蔵書管理を行うため、図書管理システムの導入を進めます。
- 児童生徒にとって魅力ある学校図書館となるよう、学校司書を配置し、その活用を図るとともに開館日を増やし、設備・備品を充実し室内を整備することに努めます。

学校図書館（豊郷小学校）

学級文庫（日栄小学校）

2．まち全体で取り組む読書活動の推進

■現状と課題

（地域）

地域においては、自治会の大半の公民館に、「草の根文庫」として児童用も含めた図書が置かれていますが、現在ほとんど利用がない状況です。４歳児の保護者へのアンケート調査では、本を読むことが大切だと「思う」「どちらかといえば思う」という回答が大半を占めており、子どもが身近なところで本に親しむためには、地域で本に触れる機会を増やす取り組みが求められます。

●アンケート結果より

【４歳児の保護者】あなたは本を読むことが大切だと思いますか

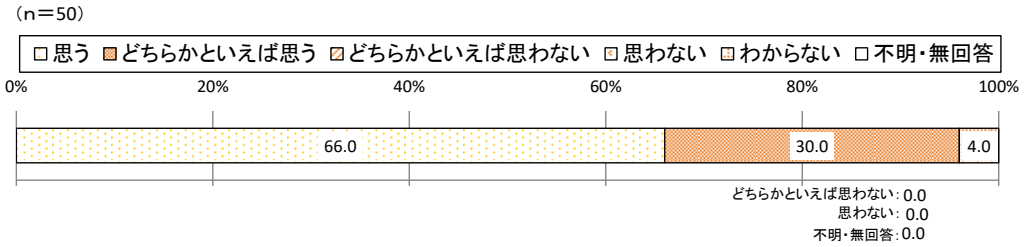

（家庭）

本を読むことが大切だと思う保護者が多い一方、家庭での読み聞かせについては、「ほとんどしない」という保護者が28%、また、主に読み聞かせをする人は「母」が94.1%となっており、家庭全体で子どもの読書に関心をもち、子どもが本に親しむための取り組みを共有しているとはいえない状況です。

また、子育て支援センターでは季節を感じる絵本や年齢に応じた絵本の読み聞かせを行っていますが、保護者の本に対する興味には温度差が見られます。

●アンケート結果より

【４歳児の保護者】あなたは１週間にどのくらいお子さんに絵本などの読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりしていますか

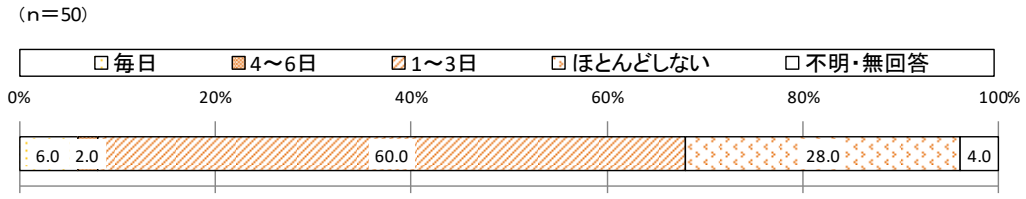

【４歳児の保護者】（読み聞かせをしている人）お子さんに本や絵本を読むのは主にどなたですか

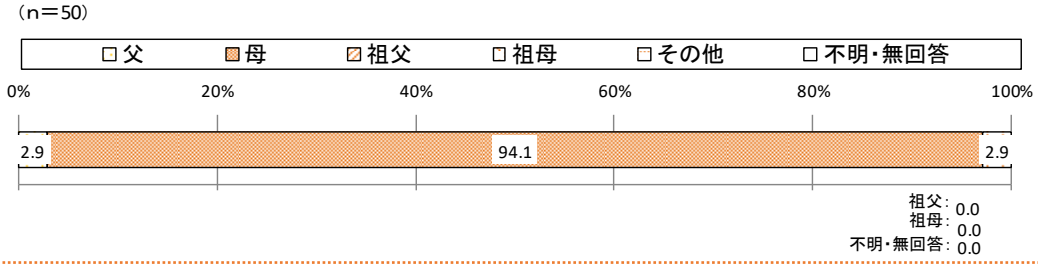

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで本に親しむことができる環境づくりが大変重要です。また、周囲の大人が進んで本を読むことが、子どもの読書意欲を呼びおこすことにつながります。アンケート調査では、子どもの読書活動を推進するために、保育園・幼稚園や図書館に取り組んでほしいこととして、「子どもにもっと本のことを教えてほしい」、「読書に関するイベントをしてほしい」などの回答が多く、子どもが本に触れ、本に関心を持つ機会や場の提供が求められています。

まち全体で読書活動を推進していくためには、子どもが本を読む機会を確保するだけでなく、保護者の読書への関心を高めるとともに、親子で本に親しむことができる機会や場を提供するなど、地域、家庭と子どもに関わるさまざまな機関が連携して取り組むことが必要です。

●アンケート結果より

【４歳児の保護者】子どもの読書活動を推進するために、保育園・幼稚園や図書館に取り組んでほしいことはありますか（複数回答可）

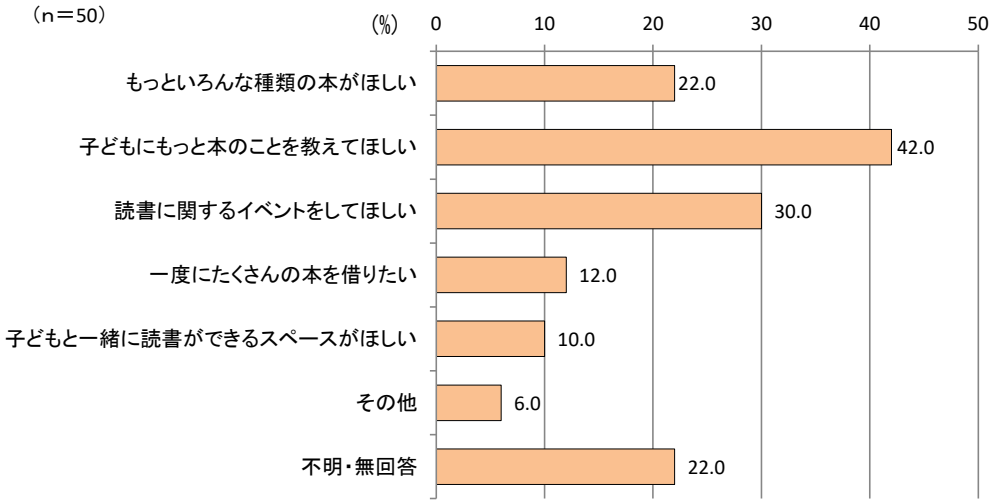

●今後の方向性と具体的な取組

（１）乳幼児期から本に親しむ環境づくり

- 絵本の楽しさを親子に紹介することで家庭内読書や親子読書を推進します。また、自治会の公民館など地域の施設が活用されるように努め、子どもを取り巻くすべての大人が日頃から進んで本を読み、まち全体で読書を楽しむ取り組みを根付かせていきます。
- 保育園・幼稚園、子育て支援センターでは日々の読み聞かせの時間を大切にし、子どもたちが気軽に絵本に触れ合える環境づくりを心がけ、充実した読書活動を進めます。
- 読み聞かせの際はすぐに始めるのではなく、手遊びなどを入れて子どもが興味を持ち、少しでも絵本に集中できるよう工夫します。また、絵本の読み聞かせボランティアを招くなど、絵本に親しみ、関心を持つ機会を増やすよう努めます。

（２）保護者が本に親しむ機会の提供

- 保護者向けの研修会やイベントなどを開催することで、保護者が読書に関心を持ち、本の大切さや楽しさを感じ取ってもらえるように努めます。
- 子育て支援センターなどにおいて、子育てについて困っていることや悩んでいることの解決に関わる本の紹介などに取り組みます。
- 親子フォーラムなどにおはなし会を取り入れるなど、保護者を巻き込んだ読書活動の推進に努めます。

（３）家庭・学校・図書館の連携

- 図書館や学校の読書ボランティアと連携を強め、読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動を推進します。
- 学校での読書活動の様子を、「学校だより」などを活用して家庭に知らせるとともに、親子読書として学級で絵本を回覧するなど、保護者に読書の習慣をつけてもらい、子どもたちの家庭での読書活動の促進に努めます。
- 図書館による学校巡回などを引き続き行い、子どもが本と触れ合える効果的なきっかけづくりに努めます。

（４）まち全体で取り組む読書活動

- 子どもたちや保護者が本の楽しさを知り、本に触れる機会を増やすため、ノーメディアデーや家庭読書の日の働きかけに取り組みます。
- 県が作成する子ども読書啓発冊子を活用するなど、子どもにとっての読書の大切さや楽しさについて、啓発および情報提供に努めます。
- 読書ボランティアなどの活動の充実を図るため、これから活動をしたいと考えている方や現在活動をしている方を対象とした養成講座やスキルアップ講座の開催を推進します。

●先進事例紹介●　家読（うちどく）の日

「家読（うちどく）」は家庭読書の略で、月２回を「家読の日」に設定し、家庭での読書を奨励します。家庭と学校で連携を図りながら、テレビやゲームの時間を減らし、図書館や学校図書館で借りた本などを読むようにします。読書カードに読んだ本の感想を記入し、学期末にたくさん本を読んだ生徒の表彰を行うなど、読書への意欲付けを行う取り組みです。

おはなしボランティア養成講座

3．図書館における読書活動の推進

■現状と課題

（図書館の利用状況）

令和元年度における図書館の児童図書の蔵書冊数は 12 歳以下 1 人あたり 38.4 冊で、そのうち貸出冊数は 14.1 冊となっています。少子化が進んでいる影響もあり、本町では 1 人あたりの蔵書数は平成 26 年度と比較しても 10 冊程度増加していますが、貸出冊数は減少しています。

また、図書館を利用したことがある子どもは、乳幼児で 9.0%、小学生で 35.5%、中学生で 21.5%、高校生世代で 10.2%となっており、平成 26 年度と比較すると、各年齢層全体における割合は軒並み減少しています。特に小学生では平成 26 年度と比較して 30%近く低下している状況です。アンケート調査においても、図書館の利用頻度は小学生・中学生、保護者においても高くない状況であり、中学生では半数近くが「ほとんど行かない」と回答しています。

●アンケート結果より

【小学生・中学生・４歳児の保護者】あなたは町の図書館をどのくらい利用しますか

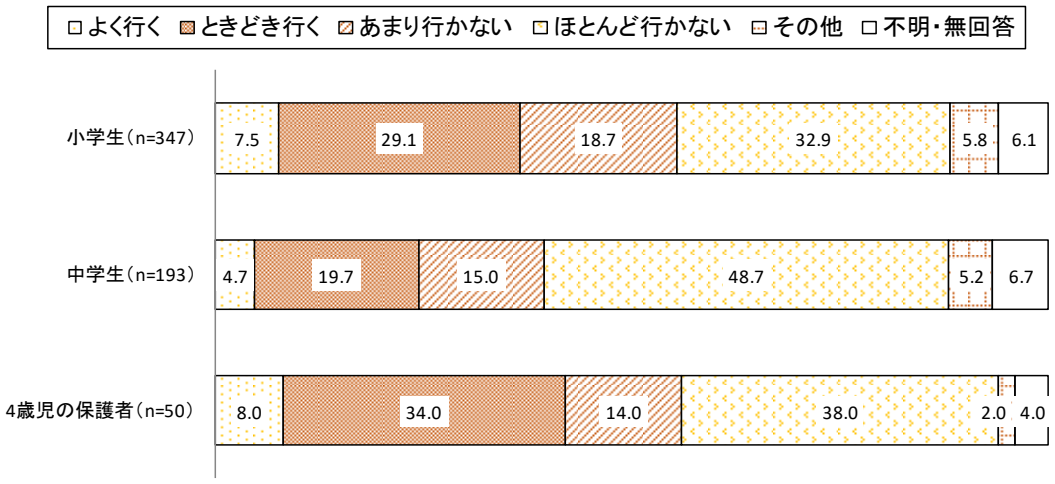

（図書館の事業とボランティアの活動）

図書館では、子どもや保護者を対象としたおはなし会や人形劇、えいが会などを実施しています。しかし、アンケート調査では、「参加したことがある」という保護者は少なく、特にえいが会では 30%以上が「知らない」と回答しています。

また、子どもの読書活動を推進するために大きな役割を担う読書ボランティアの団体数・人数ともに伸び悩んでおり、現在は 3 団体で 26 人が活動しています。

●アンケート結果より　【４歳児の保護者】町立図書館が開催している以下の行事を知っていますか

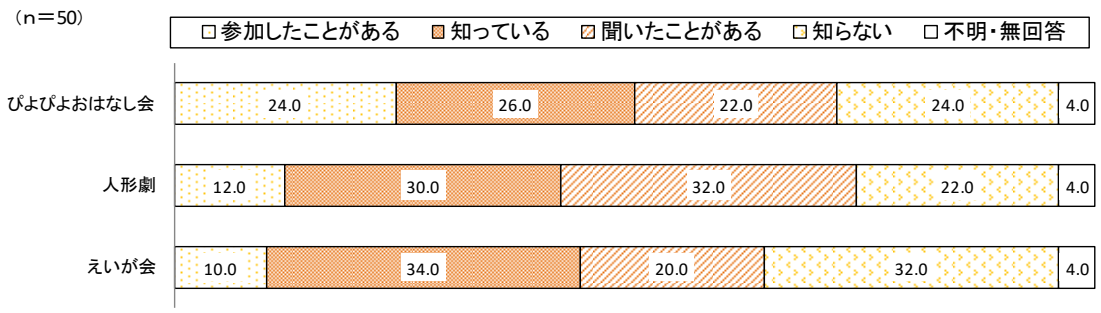

子どもの読書活動を推進するうえで、図書館は中心的な役割を担っています。これまで取り組んできた読書ボランティアの活動や、保育園・幼稚園・子育て支援センター・小中学校など関係機関との連携を更に強化し、子どもが本に触れ合う機会を充実する環境整備を進める必要があります。

アンケート調査では、小学生・中学生がよく読んでいる本のジャンルについて、物語や小説が最も多くなっており、中学生では他のジャンルに比べて特に多くなっています。

子どもたちを取り巻くメディア環境の変化への対応も検討しながら、興味を引くような本の配置の検討やディスプレイを工夫し、利用しやすく、子どもが読みたいと思える本を自由に選び、居心地よく過ごせる図書館の環境づくりが求められています。

●アンケート結果より

【小学生】あなたはどんな本をよく読みますか（複数回答可）

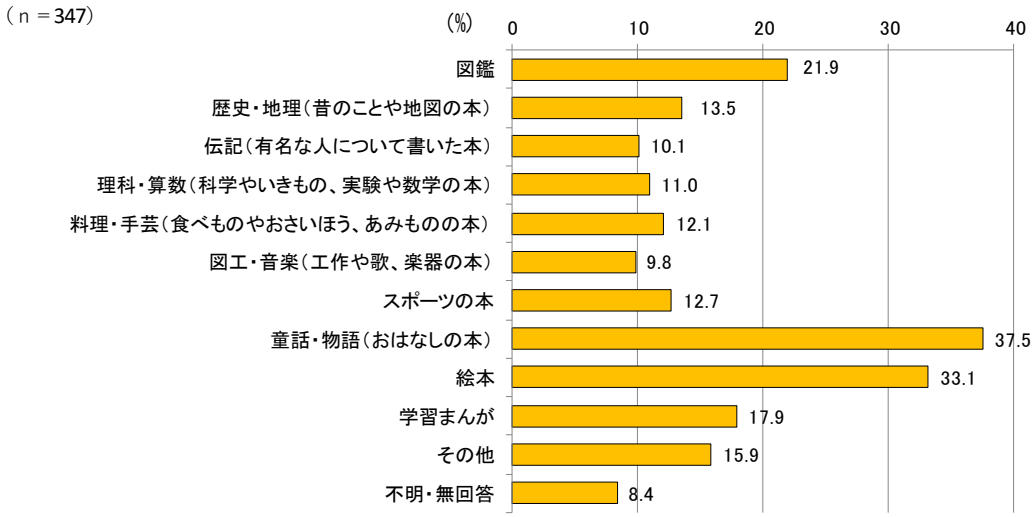

【中学生】あなたはどんな本をよく読みますか（複数回答可）

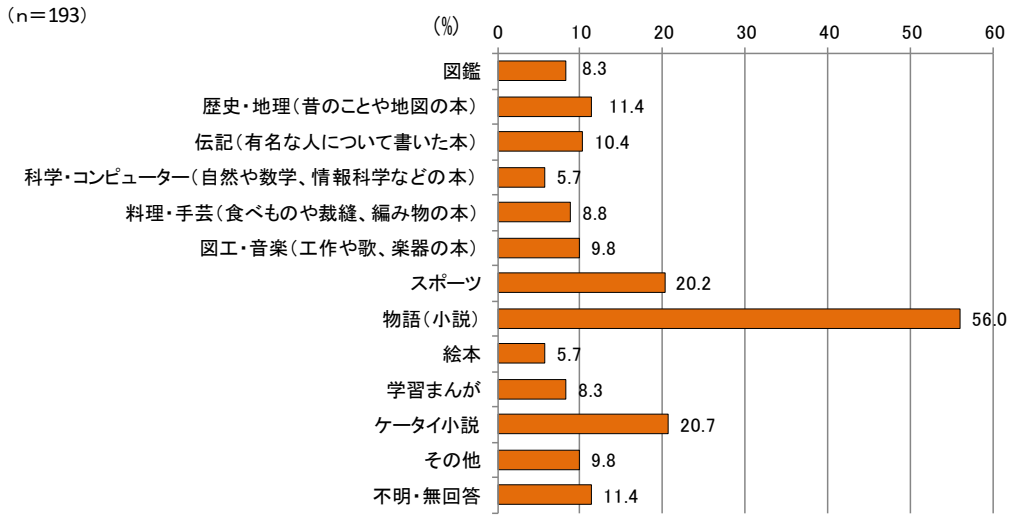

●今後の方向性と具体的な取組

（１）図書館資料および設備の充実と整備

- 絵本や紙芝居、児童文学、図鑑や学習資料、青少年向けの図書、障がいのある子どもや外国籍の子ども向けの図書資料、英語教育資料など、本町の実態に合わせた資料を充実します。
- 図書館に閉架書庫を設置し、図書資料および館内の整理を行うことにより、閲覧スペースを確保します。それにより、子どもたちにわかりやすく親しみやすい書架展示の工夫をするとともに、滞在してもらいやすい図書館を目指します。
- 中学生などの来館することが難しい利用者への対応として、図書館のＷｅｂ予約利用の周知に努めます。

（２）乳幼児期の子どもや保護者への働きかけと医療保険課、保健福祉課との連携

- 本に親しむきっかけづくりが重要とされる乳幼児とその保護者が利用しやすく、「また来たい」と思われる図書館づくりを進めます。
- 医療保険課、保健福祉課、ボランティア団体などとの連携を緊密にし、本に親しむ機会を提供する取り組みを進めます。

図書館絵本コーナー

（３）保育園・幼稚園・子育て支援センター・小中学校との連携

- 保育園・幼稚園・子育て支援センター・小中学校との連携を密接にし、図書資料の選定についての調整や、園児・児童生徒の読書活動に関する情報交換を行います。
- 現在、実施している学校・園でのおはなし会やブックトーク、団体貸出、図書館の見学などの活動をより充実させ、学校図書館および学習活動のサポートに努めます。
- 図書館見学の実施が難しい日栄小学校については、図書館の職員が訪問し、図書館利用について周知することで、登録カードの作成と利用者の増加に努めます。

（４）図書館事業の工夫と広報

- 子ども食堂、りんぽかんフェスティバル、オータムフェスティバルなどの町の施設で行われる事業と連携することで、図書館外での事業を充実させ、子どもに本の出会いの機会を提供します。
- 工作など体験的な活動と読書活動を組み合わせた催しを推進し、子どもが読書に関心を持つきっかけづくりに努めます。
- 「としょかんだより」や町の広報、ホームページなどの活用により図書館の事業を住民に広く周知し、子どもたちが読書に親しむ機会を充実します。
- 図書館のホームページに行事やイベントのお知らせを入れるなど、情報提供の充実に努めます。

おはなし会 ハロウィン工作

としょかんだより

●先進事例紹介●　子どもビブリオバトル

子どもたちが自分が好きな本の内容や面白さを紹介し、観覧者の質疑の後、一番読みたくなった本に投票してもらい、チャンピオン本を決定します。読書の魅力を知ってもらい、利用者の増加につながる取り組みとして、各地の図書館で開催されています。

（５）ボランティアの支援と地域との連携

- 現在活動中の読書ボランティアを支援するとともに、新しいボランティアグループの育成に努め、それらの活動を広く周知することで、さらなる参加者の発掘に取り組みます。
- 学校や園、自治会の公民館などでの読書ボランティアの活動を支援し、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

（６）図書館職員やボランティアの資質の向上

- 子どもと本をつなぐうえで大切な役割を果たす図書館職員やボランティアの充実と資質の向上に努めます。
- 図書館職員やボランティアの資質の向上に効果的な内容の講座、研修会を継続的に実施します。

第４章　広報啓発と計画の推進

１．広報啓発と具体的な推進

この計画に基づき、令和２年度から令和６年度にかけて概ね５か年の間、保育園・幼稚園・学校・図書館や町内の関係機関、団体などが連携・協力し、町全体で子どもの読書活動の推進に向けて事業に取り組みます。

事業を推進するためには、この計画を広報やホームページなどを利用して広く住民に知らせるだけでなく、それぞれの関係機関においても同時に啓発することが大切です。

特に、年度当初に設けられている「子ども読書の日[3]」と「こども読書週間[4]」に合わせて、関係機関が一斉に住民に大きく広報することが、計画の周知およびまち全体で取り組むという意識の醸成につながると考え、「子ども読書の日」に実施しているイベント「おはなし会」等を継続し、より活性化していきます。また、読書の奨励を目的として１０月２７日から１１月９日までの２週間に設定されている「読書週間」においても、読書に関する事業を行うなど、計画の推進に向けてさまざまな機会を活用することが求められます。

２．推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、今後、関係機関と連携し、横断的に施策を実行する体制づくりに努めます。また、豊郷町教育委員会事務局社会教育課において、国および県の計画の見直しの状況を踏まえ、計画の内容や目標の達成度などについて点検および評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

---

[3] 「子ども読書の日」（4 月 23 日）とは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年）において、国民の間に広く読書についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたもの。この法律では、「地方公共団体は、『子ども読書の日』の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」とされている。

[4] 「こどもの読書週間」（4 月 23 日～5 月 12 日）とは、昭和 34 年に始まり、今では「公益材社団法人　読書推進運動協議会」が 4 月 23 日の「子ども読書の日」から 5 月 5 日の「こどもの日」を挟んで 5 月 12 日までの約 3 週間を「こどもの読書週間」と定め、各地で子どもの読書を推進するイベントが実施されている。

第５章　指標の設定

この計画では、子どもの読書活動の進捗状況を概観できる指標を設定し、達成状況を把握することで計画の進行管理を行います。前計画の達成状況は以下のとおりとなっており、その達成状況や現状を踏まえ、新たに指標を設定しています。なお、この目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行ううえでの目安として掲げるものであり、その達成を義務付けるものではありません。

【前計画の達成状況】　　◎：達成、↗：上向き、→：変化なし、↘：下向き

指　標　名		当初（平成 26 年度）	目標（令和元年度）	現状（令和元年度）	達成状況
１ヶ月の間に本を読まなかった児童生徒の割合	小学校	6.8%	5.0%	15.8%	↘
	中学校	61.9%	46.0%	43.0%	◎
児童生徒の １ ヶ月の平均読書冊数	小学校	6.4 冊	8.0 冊	3.9 冊	↘
	中学校	1.2 冊	2.0 冊	2.0 冊	◎
学校司書の在校日数	小学校	週２日（半日単位）	開校時は常時	週２日（半日単位）	→
	中学校	週１日（半日単位）	開校時は常時	週１日（半日単位）	→
学校図書館の開館時間	小学校	昼休みなど休み時間のみ	開校時は常時	昼休みなど休み時間のみ	→
	中学校	昼休みのみ	開校時は常時	昼休みのみ	→
学校図書館標準に達している学校の数	小学校	１／２校	２／２校	２／２校	◎
	中学校	０／１校	１／１校	０／１校	→
学校図書館における児童生徒１人あたりの年間貸出冊数	小学校	12.0 冊	15.0 冊	14.5 冊（平均）	↗
	中学校	0.7 冊	3.0 冊	3.5 冊	◎
園児１人あたりの蔵書冊数	保育園	13.3 冊	14.0 冊	11.2 冊（平均）	↘
	幼稚園	11.3 冊	11.5 冊	13.9 冊	◎
図書館を利用したことがある子ども	乳幼児	15.5%	20.0%	9.0%	↘
	小学生	64.0%	70.0%	35.5%	↘
	中学生	28.0%	33.0%	21.5%	↘
	高校生世代	12.3%	15.0%	10.2%	↘
図書館の児童図書の蔵書冊数（12 歳以下１人あたり）		27.8 冊	32.0 冊	38.4 冊	◎
図書館の児童図書の貸出冊数（12 歳以下１人あたり）		15.6 冊	18.0 冊	14.1 冊	↘
読書ボランティアの団体数と人数		３団体（28 人）	５団体（40 人）	３団体（26 人）	↘

【本計画の指標】

指　標　名		現状 （令和元年度）	目標 （令和６年度）
１ ヶ月の間に本を読まなかった児童生徒の割合	小学校	15.8%	5.0%
	中学校	43.0%	40.0%
児童生徒の１ヶ月の平均読書冊数	小学校	3.9 冊	8.0 冊
	中学校	2.0 冊	3.0 冊
学校司書の在校日数	小学校	週２日（半日単位）	開校時は常時
	中学校	週１日（半日単位）	開校時は常時
開校時は常時開館している学校図書館数	小学校	０／２校	２／２校
	中学校	０／１校	１／１校
学校図書館標準に達している学校数	中学校	０／１校	１／１校
学校図書館における児童生徒 １ 人あたりの年間貸出冊数	小学校	14.5 冊（平均）	15.0 冊
	中学校	3.5 冊	4.0 冊
蔵書管理システムを導入している学校数	小学校	０／２校	２／２校
	中学校	０／１校	１／１校
学校図書館に「読みたい本がない」と感じている児童生徒の割合	小学校	25.4%	15.0%
	中学校	32.6%	20.0%
園児１人あたりの蔵書冊数	保育園	11.2 冊（平均）	14.0 冊
	幼稚園	13.9 冊	14.0 冊
図書館を利用したことがある子ども	乳幼児	9.0%	20.0%
	小学生	35.5%	70.0%
	中学生	21.5%	33.0%
	高校生世代	10.2%	15.0%
図書館の児童図書の蔵書冊数（12 歳以下１人あたり）		38.4 冊	40.0 冊
図書館の児童図書の貸出冊数（12 歳以下１人あたり）		14.1 冊	18.0 冊
読書ボランティアの団体数と人数		３団体（26 人）	５団体（40 人）
週に１日以上読み聞かせをしている家庭の割合（保育園・幼稚園）		68.0%	80.0%
読書に関わる保護者向け研修会、イベントなどの開催回数		－	年間６回

参考資料

1 子どもの不読率と平均読書冊数の推移

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

3 豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

4 策定経過

5 豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員

1　子どもの不読率と平均読書冊数の推移

※豊郷町、滋賀県の数値は子どもの読書活動に関する調査（滋賀県教育委員会）による。
全国数値は学校読書調査（毎日新聞社）による。

1ヶ月の間に本を読まなかった小学生の割合（不読率）

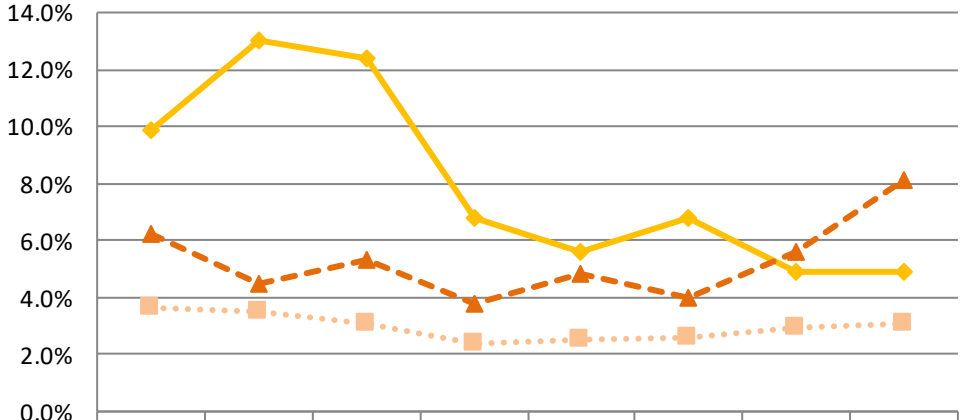

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
豊郷町	9.9%	13.0%	12.4%	6.8%	5.6%	6.8%	4.9%	4.9%
滋賀県	3.6%	3.5%	3.1%	2.4%	2.5%	2.6%	2.9%	3.1%
全国	6.2%	4.5%	5.3%	3.8%	4.8%	4.0%	5.6%	8.1%

1ヶ月の間に本を読まなかった中学生の割合（不読率）

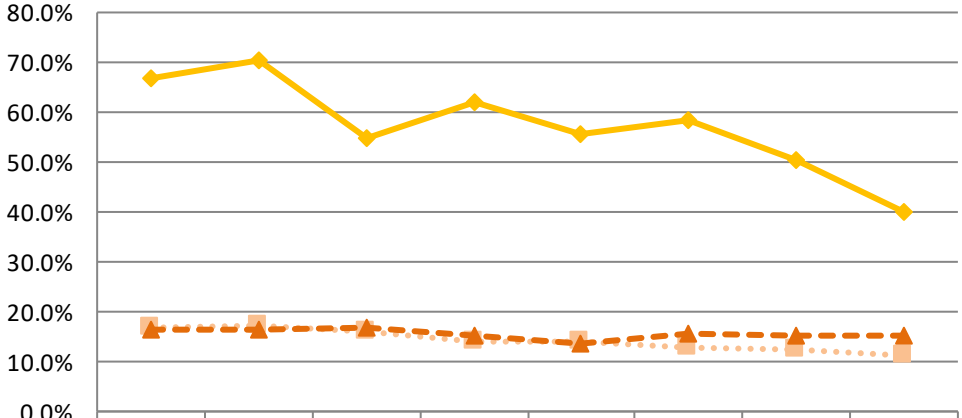

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
豊郷町	66.7%	70.4%	54.8%	61.9%	55.6%	58.4%	50.3%	39.9%
滋賀県	16.7%	17.2%	15.9%	13.9%	13.8%	12.6%	12.3%	11.0%
全国	16.2%	16.4%	16.9%	15.0%	13.4%	15.4%	15.0%	15.3%

小学生の1ヶ月の平均読書冊数

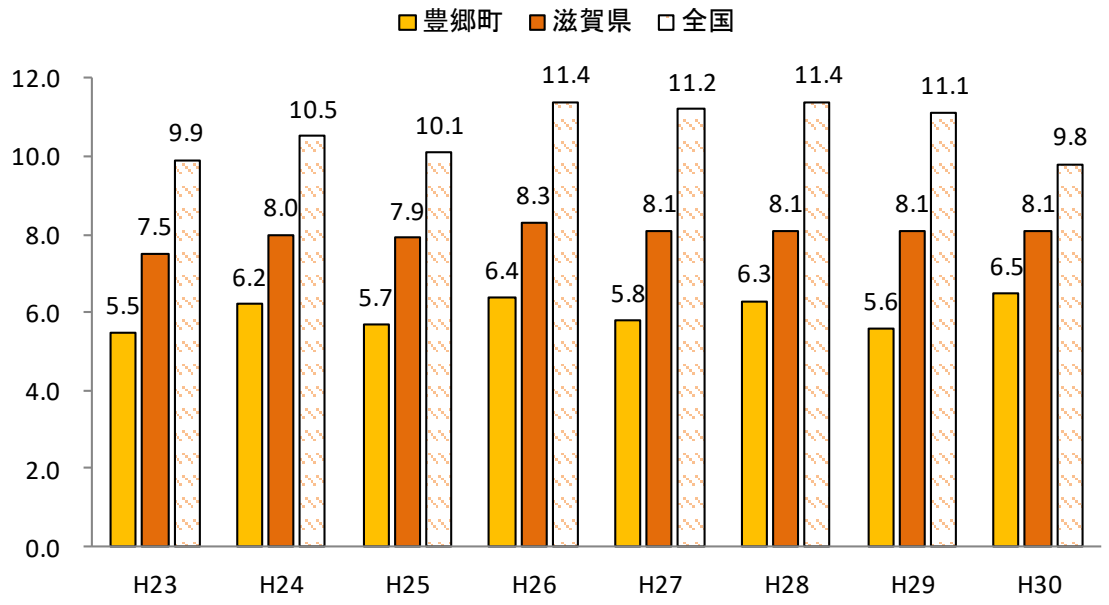

小学生	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
豊郷町	5.5冊	6.2冊	5.7冊	6.4冊	5.8冊	6.3冊	5.6冊	6.5冊
滋賀県	7.5冊	8.0冊	7.9冊	8.3冊	8.1冊	8.1冊	8.1冊	8.1冊
全国	9.9冊	10.5冊	10.1冊	11.4冊	11.2冊	11.4冊	11.1冊	9.8冊

中学生の1ヶ月の平均読書冊数

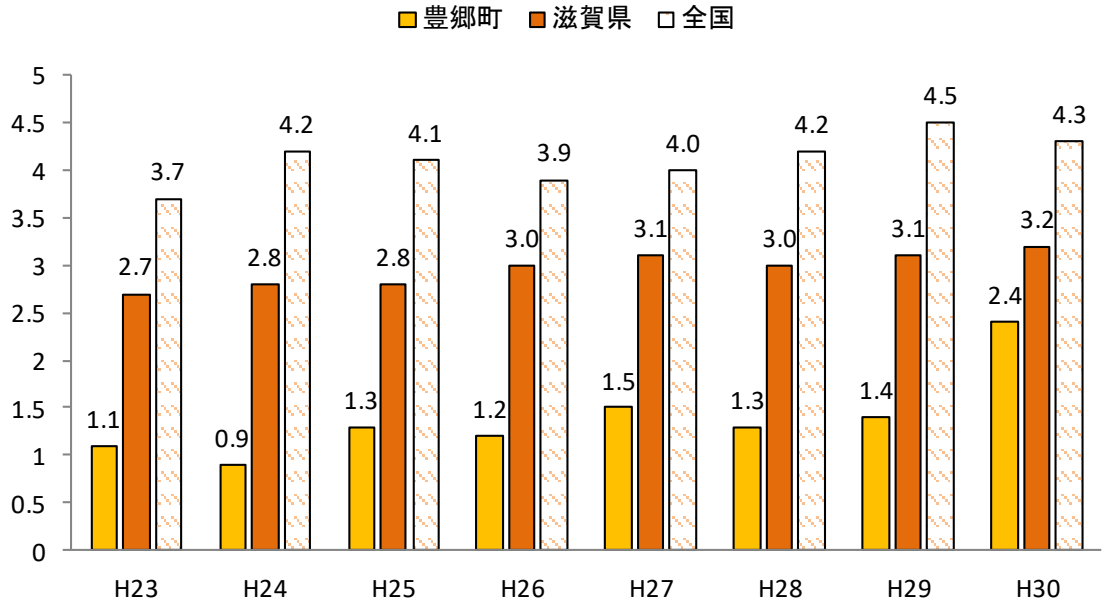

中学生	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
豊郷町	1.1冊	0.9冊	1.3冊	1.2冊	1.5冊	1.3冊	1.4冊	2.4冊
滋賀県	2.7冊	2.8冊	2.8冊	3冊	3.1冊	3.0冊	3.1冊	3.2冊
全国	3.7冊	4.2冊	4.1冊	3.9冊	4冊	4.2冊	4.5冊	4.3冊

2　子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

3　豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

（平成 26 年５月 16 日教委告示第３号）

（目的）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第９条第２項の規定に基づき、豊郷町における子どもの読書活動の推進を図るための必要な施策を策定するため、豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（掌握事項）

第２条　委員会は、求めに応じて次の各号に定める事項について検討するとともに、教育長の諮問に応える。

（1）　子ども読書の意味と現状についての分析

（2）　子ども読書活動推進計画の策定

（3）　推進状況についての調査、分析

（4）　その他必要な事項

（委員）

第３条　委員は、子どもの発達や読書に係る者の中から 15 名以内で組織し、別表に掲げるものの内から教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、豊郷町子ども読書活動推進計画策定までとする。ただし、任期中に委員が欠けたときは、これを補充することができる。

（委員長）

第５条　委員会は、委員長および副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。また、委員長は、委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。委員長は、会議の議長となる。

２　委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

４　委員長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、豊郷町教育委員会事務局社会教育課内に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。

別表(第３条関係)

学校長代表	１名
ＰＴＡ連絡協議会代表	１名
社会教育委員	１名
おはなし会ボランティア	若干名
保育園園長	１名
幼稚園園長	１名
子育て支援センター長	１名
豊日中学校図書主任	１名
豊郷小学校図書主任	１名
日栄小学校図書主任	１名
医療保険課保健師	１名
学識経験者	若干名

4 策定経過

年　月　日	内　　容	備　　考
2019（令和元）年 11 月６日	第 2 次子ども読書活動推進計画策定について（諮問）	
2019（令和元）年 11 月７日	第 1 回子ども読書活動推進計画策定委員会	・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選出 ・子ども読書活動推進計画の概要説明 ・今後のスケジュールおよびアンケート調査(案)
2019（令和元）年 11 月 21 日～12 月６日	アンケート調査実施	小学生と保護者、中学生を対象に実施
2019（令和元）年 12 月４日～24 日	アンケート調査実施	保育園・幼稚園に通園している４歳児の保護者を対象に実施
2020（令和２）年 １月 14 日	第 2 回子ども読書活動推進計画策定委員会	・アンケート調査結果について ・現行計画の評価について
2020（令和２）年 ３月３日	第 3 回子ども読書活動推進計画策定委員会	・子ども読書活動推進計画素案について ・パブリックコメントの実施について
2020（令和２）年 ３月 10 日～23 日	パブリックコメント実施	町ホームページにて閲覧
2020（令和２）年 ３月	第 4 回子ども読書活動推計画策定委員会（書面協議）	・子ども読書活動推進計画（最終案）の決定
2020（令和２）年 ３月 27 日	第 2 次子ども読書活動推進計画策定について（答申）	
2020（令和２）年 ３月 27 日	教育委員会定例会で承認	

5　豊郷町子ども読書活動推進計画策定委員

（順不同、敬称略）

氏　　名	区　　分（役　職）	備　　考
◎藤　博之	社会教育委員	
○槌谷　文芳	学識経験者（図書館長）	
藤谷　　忍	学校長代表（日栄小学校校長）	
木輪　美亜	ＰＴＡ連絡協議会代表(会長)	
此和　洋子	おはなし会ボランティア （「とんとんポケット」）	
上林　純子	おはなし会ボランティア （「えほんばたけ」）	
神辺　　功	保育園園長（愛里保育園園長）	
西川　久子	幼稚園園長（豊郷幼稚園園長）	
野瀬　千秋	子育て支援センター長	
西川　昭子	豊日中学校図書主任	
布施　尚真	豊郷小学校図書主任	
堀川登世子	日栄小学校図書主任	
吉田由美子	医療保険課保健師(課長補佐)	

※◎は委員長、○は副委員長

第 2 次豊郷町子ども読書活動推進計画

発行年月:令和 2 年 3 月
発行:豊郷町教育委員会事務局　社会教育課
〒529-1161　滋賀県犬上郡豊郷町四十九院 1252
TEL:0749-35-8010　FAX:0749-35-8021